

令和 7 年度加古川市訪問看護師・訪問介護員等 安全確保・離職防止対策事業
(2 人訪問補助) 補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、令和 7 年度加古川市訪問看護師・訪問介護員等 安全確保・離職防止対策事業(2 人訪問補助) 補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助申請者は、規則第 5 条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第 4 条 補助事業者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第 1 号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性 質	事業費補助																													
	目 的	訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為などの対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。																													
補助金の範囲	対象となる者	兵庫県内に事業所が所在し、加古川市の介護保険被保険者に対して実施する介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護又は訪問介護事業を行う事業者であって、利用者等からの暴力行為等に係る安全確保のため、2人体制でサービスを提供する事業者																													
	対象となる経費	以下の全ての条件を満たす2人体制でのサービス提供に要する経費 ア．訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為に係る安全確保のため、2人での訪問が必要と認められること イ．2人でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の加算が適用できないと認められること																													
補助金の補助率又は額	補 助 率	2 / 3																													
	補 助 金 の 額	・補助基準額×2 / 3（ただし、予算の範囲内とする。） ・10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 [補助基準額] 2人体制でのサービス提供回数×補助基準単価 [補助基準単価] ※介護報酬が改定された場合は、次に定める額は改定後の額とする。 ※訪問介護の生活援助については、20分未満の単価（1,630円/回）を適用する。 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">訪問看護、介護予防訪問看護 (看護師等による複数名訪問)</td></tr> <tr> <td>30分未満</td><td></td><td>2,540円/回</td></tr> <tr> <td>30分以上</td><td></td><td>4,020円/回</td></tr> <tr> <td colspan="3">(看護師等と看護補助者による複数名訪問)</td></tr> <tr> <td>30分未満</td><td></td><td>2,010円/回</td></tr> <tr> <td>30分以上</td><td></td><td>3,170円/回</td></tr> <tr> <td colspan="3">訪問介護</td></tr> <tr> <td>20分未満</td><td></td><td>1,630円/回</td></tr> <tr> <td>20分以上 30分未満</td><td></td><td>2,440円/回</td></tr> <tr> <td>30分以上 1時間未満</td><td></td><td>3,870円/回</td></tr> </table>	訪問看護、介護予防訪問看護 (看護師等による複数名訪問)			30分未満		2,540円/回	30分以上		4,020円/回	(看護師等と看護補助者による複数名訪問)			30分未満		2,010円/回	30分以上		3,170円/回	訪問介護			20分未満		1,630円/回	20分以上 30分未満		2,440円/回	30分以上 1時間未満	
訪問看護、介護予防訪問看護 (看護師等による複数名訪問)																															
30分未満		2,540円/回																													
30分以上		4,020円/回																													
(看護師等と看護補助者による複数名訪問)																															
30分未満		2,010円/回																													
30分以上		3,170円/回																													
訪問介護																															
20分未満		1,630円/回																													
20分以上 30分未満		2,440円/回																													
30分以上 1時間未満		3,870円/回																													

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円		
補 助 金 の 交 付 申 請 時 に 減額した消費税等仕入控除税額 ※ 1	円		
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等仕入控除税額 ※ 2	円		
補 助 金 返 還 相 当 額 (※ 2 の額から※ 1 の額を差し引いた 額)	円		
添 付 資 料	1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資 料）		